

▼理念

「住み慣れた場所で

より充実した暮らしがしたい」

そんな思いを大切に。

よりご自分らしい在宅生活を送るお手伝い、

きめ細やかなサービスを心掛けています。

ぜひ私たちにご用命ください！



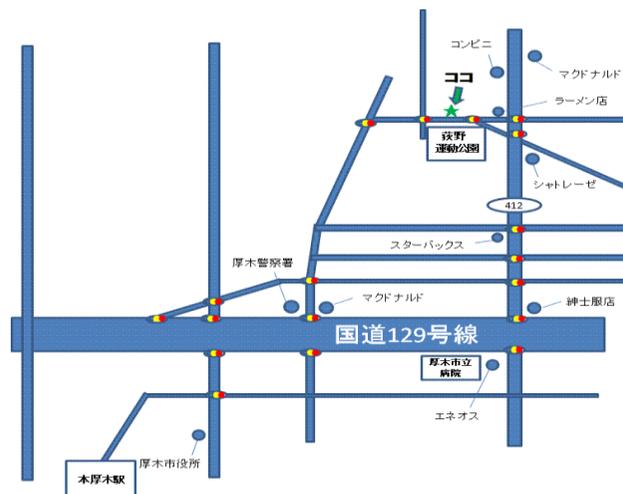
お問い合わせ先 **046-243-5088**

FAX 046-243-5089

電話受付 平日9:00~19:00 (土曜17:00)

所在地 神奈川県厚木市中荻野 941

ご案内図



交通案内

- お車でお越しの場合
東名高速「厚木IC」で降り、国道129号線「厚木市立病院前」交差点を左折、国道412号線を直進15分「荻野運動公園入口」交差点を左折し500mほど進んだ右手です。
- バスでお越しの場合
 - ①神奈川中央交通「厚木バスセンター」から
1. まつかけ台行 2. 鳶尾団地行 (経由なし)
3. 上荻野車庫行
上記1~3いずれかのバスに乗り、「稻荷木」下車、徒歩で約15分です。
 - ②神奈川中央交通「本厚木駅」から「宮の里」行きバスに乗り、「荻野運動公園」下車、徒歩30秒です。(日・祝のみ)

株式会社ふたばらいふ
居宅介護事業部
(ヘルパーステーション)

ご案内



国土交通省関東運輸局 関自旅二第1426号
厚木市消防本部 患者等搬送事業者認定第1号
神奈川県 居宅介護事業所 1412900662
神奈川県 訪問介護事業所 1472901402
神奈川県 訪問看護事業所 1462990109

▼ごあんない

営業日	月曜日～金曜日（左記以外応相談）
営業時間	9：00～18：00 ※時間外の訪問については、ご相談下さい。
休日	土、日曜日、祝祭日（応相談） 年末年始（12月30日～1月3日） 夏季休日（8月13日～8月15日）
サービス提供地域	厚木市・清川村煤ヶ谷地区 愛川町の一部 （角田・中津・棚沢・半原・田代） ※ほか地域応相談
サービス内容	訪問介護（要介護1～5の方） 居宅介護（障害福祉） 重度訪問介護（障害福祉） 移動支援（地域生活支援事業）

▼どんなサービスを受けられるの？

利用者様個々の介護計画に沿って、ヘルパーが訪問。
以下の内容のサービスをご提供いたします。

▼身体介護

日常生活において、最低限必要とされる、健康・衛生を維持するために必要な身体的介護で、主に、食事、排せつ、移乗、入浴、更衣等、またはそれらに伴い必要な身体介護のことです。利用者様の身体に接触して行うもので、見守り等は含まれません。

▼生活援助・家事援助

日常において、最低限必要とされる、調理・掃除・洗濯・買物等の家事を訪問したヘルパーが行います。利用者様ご本人不在の時間帯にご利用いただくことはできません。

▼通院介助

居宅介護サービスの受給者証に記載のある方がご利用いただけます。通院のための準備から、移動中（ヘルパーは運転いたしません）、病院内の手続き、受診等の付添、帰宅までの身体介護を伴う同行サービスです。自宅から自宅に戻るまでが原則です。

▼重度訪問介護

居宅介護サービスの受給者証に記載のある方がご利用いただけます。長時間、見守りや随時介助が必要な方のお宅にヘルパーが訪問し、必要なケアを行います。

▼外出支援

通院や通学以外の移動におけるヘルパー同行サービスです。移動費や外出に伴って発生する費用は利用者様のご負担となります。

▼自費サービス

全額実費負担のサービスです。公費では行えないけれど、手伝ってほしいことがある際にご利用いただけます。

（ご利用例）公費で賄えない、行えないサービス

冠婚葬祭や外出の同行、特別な掃除・片づけ、来客対応、特別な調理（利用者様以外の食事やおせち、ケーキ等の調理）、公費対象サービスだが、単位数オーバーしてしまう場合 等

▼よくあるご質問

どんな人がサービスを受けられるの？

（訪問介護）在宅生活をされている方のうち

- ・要介護認定を受けている方
- ・要介護認定を受ける見込みの方 ※要支援の方は非対応です。

（居宅介護・重度訪問介護）※障害福祉

- ・受給者証を受けており、「身体介護」「家事支援」などの時間が支給されている方

（移動支援）※障害福祉

- ・受給者証を受けており、「移動支援」の時間を支給されている方

（自費サービス）

- ・上記の認定を受けていない方で、ヘルパーサービスを利用されたい方
- ・上記認定を受けているが、公費対象サービス（自己負担軽減）に該当しない内容のサービスを希望される方

どうすればヘルパーサービスを受けられるの？

○まずはお電話でお問合せ下さい。

病気や障がい、高齢のために生活でお困りのことがある方は、弊社「居宅介護事業部」宛にご連絡ください。お話しを伺った上で、相談機関のご紹介や弊社サービス内容のご説明をいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社ふたばらいふ、 **046-243-5088**

居宅介護事業部 森（女性） または 岡島 あて

○費用（自己負担額）について

訪問介護や居宅介護（障害福祉）のサービス利用については、基本的に、自己負担は利用単位数の1～3割負担ですが、ご利用されるサービス・家族構成・世帯所得など、個々の事情により異なる場合があります。また、公費対象外サービスのご利用を希望される場合につきましては、10割負担（全額）となります。

その他、ご質問やご相談はお気軽にご連絡ください。